

平成 31 年 1 月 18 日

企業会計基準公開草案第 64 号「棚卸資産の評価に関する会計基準（案）」

企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」（改正平成 20 年 9 月 26 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

公開草案	現行
<p>企業会計基準第 9 号 棚卸資産の評価に関する会計基準</p> <p>平成 18 年 7 月 5 日 改正平成 20 年 9 月 26 日 <u>最終改正平成 XX 年 X 月 XX 日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p>企業会計基準第 9 号 棚卸資産の評価に関する会計基準</p> <p>平成 18 年 7 月 5 日 改正平成 20 年 9 月 26 日 企業会計基準委員会</p> <p>本会計基準は、平成 30 年 3 月 30 日までに公表された次の会計基準等による修正が反映されている。 ・ <u>企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（平成 30 年 3 月 30 日公表）</u></p>
<p>会計基準</p> <p>用語の定義</p> <p>4. 「時価」とは、公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額をいう。市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額を</p>	<p>会計基準</p> <p>用語の定義</p> <p>4. 「時価」とは、公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額をいう。市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額を</p>

公開草案	現行
<p>公正な評価額とする。ただし、第 15 項及び第 60 項でいうトレーディング目的で保有する棚卸資産の「時価」の定義は、企業会計基準第 XX 号「時価の算定に関する会計基準」（以下「時価算定会計基準」という。）第 5 項に従い、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格とする。</p>	<p>公正な評価額とする。</p>
<p>会計処理</p> <p>トレーディング目的で保有する棚卸資産の評価基準</p> <p>15. トレーディング目的で保有する棚卸資産については、<u>時価</u>をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額（評価差額）は、当期の損益として処理する。</p>	<p>会計処理</p> <p>トレーディング目的で保有する棚卸資産の評価基準</p> <p>15. トレーディング目的で保有する棚卸資産については、<u>市場価格に基づく価額</u>をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額（評価差額）は、当期の損益として処理する。</p>
<p>開 示</p> <p>トレーディング目的で保有する棚卸資産に係る注記</p> <p>19-2. トレーディング目的で保有する棚卸資産については、売買目的 有価証券に関する注記に準じて、金融商品会計基準第 40-2 項(3) 「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」のうち、 売買目的有価証券について注記される項目について注記する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。</p>	<p>開 示</p> <p>(新 設)</p>

公開草案	現行
<p>適用時期等 <u>(平成 XX 年改正会計基準)</u></p> <p>21-5. 平成 XX 年改正の本会計基準（以下「平成 XX 年改正会計基準」という。）は、平成 32 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。</p>	<p>適用時期等</p> <p>（新 設）</p>
<p>21-6. 第 21-5 項の定めにかかわらず、平成 XX 年改正会計基準は、平成 33 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができる。また、平成 32 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することを妨げない。なお、これらのいずれかの場合には、平成 XX 年改正会計基準と同時に公表又は改正された時価算定会計基準及び金融商品会計基準についても同時に適用する必要がある。</p>	<p>（新 設）</p>
<p>21-7. トレーディング目的で保有する棚卸資産の時価の定義（第 4 項参照）の見直し（平成 XX 年改正会計基準）により生じる会計方針の変更については、時価算定会計基準の適用初年度における取扱いと同様に将来にわたって適用する。この場合、その変更の内容について注記する。</p>	<p>（新 設）</p>

公開草案	現行
<p>結論の背景</p> <p>検討の経緯</p> <p>(平成 XX 年改正会計基準の公表)</p> <p>26-5. 我が国では、これまで、トレーディング目的で保有する棚卸資産の評価について、時価の一形態である市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とするとしていた。当委員会は平成 XX 年 X 月に、時価の定義について国際的な会計基準との整合性を図ることを目的に時価算定会計基準を公表した。その審議の過程において、時価算定会計基準は主に金融商品を対象とするもの、売買目的有価証券と同様の会計処理が求められるトレーディング目的で保有する棚卸資産については、時価の算定においても金融商品との整合性を図ることが適切であるため、時価算定会計基準の範囲に含めることとした。</p>	<p>結論の背景</p> <p>検討の経緯</p> <p>(新 設)</p>
<p>26-6. また、当委員会は、時価算定会計基準の公表に併せ、金融商品の時価に関する開示についても国際的な会計基準との整合性を図ることを目的に、金融商品会計基準及び企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」を改正した。その審議の過程において、トレーディング目的で保有する棚卸資産についても、売買目的有価証券と同様の開示が有用となる可能性があると考えられたとした。</p>	<p>(新 設)</p>

公開草案	現行
<p><u>26-7. 平成 XX 年改正会計基準は、これらの審議の結果を受けて、トレーディング目的で保有する棚卸資産の評価及び開示について定めるものである。</u></p>	(新 設)
<p>用語の定義</p> <p><u>33-2. 「時価」とは、公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額をいう。市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とする。ただし、トレーディング目的で保有する棚卸資産については、時価の算定において金融商品との整合性を図ることが適切であることから、時価算定会計基準第 5 項の時価の定義を適用している。</u></p>	<p>用語の定義</p> <p>(新 設)</p>
<p>トレーディング目的で保有する棚卸資産の評価基準</p> <p>60. 当初から加工や販売の努力を行うことなく単に市場価格の変動により利益を得るトレーディング目的で保有する棚卸資産については、投資者にとっての有用な情報は棚卸資産の期末時点の市場価格に求められると考えられることから、<u>時価</u>をもって貸借対照表価額とすることとした（第 15 項参照）。その場合、活発な取引が行われるよう整備された、購買市場と販売市場とが区別されていない单一の市場（例えば、金の取引市場）の存在が前提となる。また、そうした市場でトレーディングを目的に保有する棚卸資産は、売買・換金に対して事業遂行上等の制約がなく、市場価</p>	<p>トレーディング目的で保有する棚卸資産の評価基準</p> <p>60. 当初から加工や販売の努力を行うことなく単に市場価格の変動により利益を得るトレーディング目的で保有する棚卸資産については、投資者にとっての有用な情報は棚卸資産の期末時点の市場価格に求められると考えられることから、<u>市場価格に基づく価額</u>をもって貸借対照表価額とすることとした（第 15 項参照）。その場合、活発な取引が行われるよう整備された、購買市場と販売市場とが区別されていない单一の市場（例えば、金の取引市場）の存在が前提となる。また、そうした市場でトレーディングを目的に保有する棚卸資産は、売買・換金に対して事業遂行上等の制</p>

公開草案	現行
格の変動にあたる評価差額が企業にとっての投資活動の成果と考えられることから、その評価差額は当期の損益として処理することが適当と考えられる。	約がなく、市場価格の変動にあたる評価差額が企業にとっての投資活動の成果と考えられることから、その評価差額は当期の損益として処理することが適当と考えられる。
開示 トレーディング目的で保有する棚卸資産に係る注記 <u>66-1. トレーディング目的で保有する棚卸資産には売買目的有価証券と同様の会計処理が求められる（第15項参照）。注記についても、有用な情報を提供する可能性があると考えられることから、売買目的有価証券に準じて、金融商品会計基準第40-2項(3)の「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」のうち、売買目的有価証券について注記される項目について注記を求めるとした。したがって、金融商品会計基準のほか、その具体的な指針も参考する必要がある。</u>	開示 (新設)
適用時期等 <u>(平成XX年改正会計基準)</u> <u>73. 平成XX年改正会計基準の適用時期は、その改正の契機となった時価算定会計基準の適用時期に合わせることとした。</u>	適用時期等 (新設)

公開草案	現行
<p><u>平成 XX 年改正会計基準の公表による他の会計基準等についての修正</u></p> <p>74. <u>平成XX年改正会計基準により、当委員会が公表した会計基準等については、次の修正を行う（下線は追加部分、取消線は削除部分を示す。）。</u></p> <p>企業会計基準第 20 号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」</p> <p>第 15 項（第 1 段落）</p> <p>その後、当委員会は、平成 18 年 7 月に企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」（以下「棚卸資産会計基準」という。）を公表し、当初から加工や販売の努力を行うことなく単に市場価格の変動により利益を得るトレーディング目的で保有する棚卸資産については、市場価格に基づく価額時価をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額（評価差額）は、当期の損益として処理することとしている（棚卸資産会計基準第 15 項）。このため、不動産であっても、このようなトレーディング目的で保有する棚卸資産に該当するものがあれば、時価評価されることとなると考えられる。</p> <p>第 19 項</p> <p>流動資産に分類されている棚卸資産は、棚卸資産会計基準</p>	<p>(新 設)</p>

公開草案	現行
<p>において、通常の販売目的で保有するものとトレーディング目的で保有するものに区分され、それぞれの評価基準が定められている。不動産のうち、通常の販売目的で保有する棚卸資産に含まれる販売用不動産や開発事業等支出金については、販売努力をいかに行うかによってその成果が異なるものと考えられる。このようなものには、第三者のために建設中又は開発中の請負工事等に基づく未成工事支出金も含まれる。また、トレーディング目的で保有する棚卸資産については、<u>市場価格に基づく価額時価</u>をもって評価するとされている。このような観点から、本会計基準では、国際財務報告基準と同様に、棚卸資産に計上されている不動産については、時価等の開示対象から除くこととした。</p> <p>実務対応報告第 15 号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」</p> <p>2 (1) (第 3 段落)</p> <p>一方、排出クレジットの活発な取引市場が整備されており、企業が金融投資としての取引を行う場合には、トレーディング目的で保有する棚卸資産として、<u>市場価格に基づく価額時価</u>をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額（評価差額）は当期の損益として処理することとなる（棚卸資産会計基準第 15 項）。</p>	

以 上